

○一関工業高等専門学校学生教育・国際交流支援基金規則

(制定平成28年3月9日)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校学生教育・国際交流支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本校の学生教育及び国際交流の推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

- 一 本校の学生教育活動に係る支援事業
- 二 本校学生の国際交流活動に係る支援事業

(資金)

第4条 基金の運営費は、本校創立記念事業における寄附金をもって充てる。

(管理運営)

第5条 基金の管理運営に関する次の事項は、本校企画会議において審議する。

- 一 基金の予算及び決算に関すること。
- 二 基金の事業計画に関すること。
- 三 その他基金の管理運営に関すること。

(事務)

第6条 基金の管理運営に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第24号）

この規則は、令和7年3月6日から施行する。